

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊4 中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドライン
に基づく保証債務の整理手順Q&A新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

(改正後)	(改正前)
<p>中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊4 中小企業活性化協議会等の支援による 経営者保証に関するガイドラインに基づく 保証債務の整理手順Q&A</p> <p>Q1. このQ&Aは、どのような位置付けになるのですか。</p> <p>A. 産業競争力強化法第134条第1項の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」といいます。）又は中小企業活性化全国本部（以下、「全国本部」といいます。）が実施する、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「経営者保証ガイドライン」といいます。）に基づく保証債務の整理の支援を実施する業務（以下、「保証債務整理支援業務」といいます。）に関し、その内容、手続、基準等を定めた『中小企業活性化協議会等の支援による「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理手順』（以下、「本手順」といいます。）について、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。</p> <p>Q2. 本手順制定の目的はどのようなものですか。</p> <p>A. 経営者保証ガイドラインが策定・公表されたことを受け、準則型私的整理手続の実施機関である認定支援機関及び全国本部（注）（以下、総称して「実施部門」といいます。）が、幅広く中小企業者及びその経営者等から保証債務の整</p>	<p>中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊4 中小企業再生支援協議会等の支援による 経営者保証に関するガイドラインに基づく 保証債務の整理手順Q&A</p> <p>Q1. このQ&Aは、どのような位置付けになるのですか。</p> <p>A. 産業競争力強化法第134条第1項の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」といいます。）又は中小企業活性化全国本部（以下、「全国本部」といいます。）が実施する、「経営者保証に関する経営者保証ガイドライン」（以下、「経営者保証ガイドライン」といいます。）に基づく保証債務の整理の支援を実施する業務（以下、「保証債務整理支援業務」といいます。）に関し、その内容、手続、基準等を定めた『中小企業再生支援協議会等の支援による「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理手順』（以下、「本手順」といいます。）について、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。</p> <p>Q2. 本手順制定の目的はどのようなものですか。</p> <p>A. 経営者保証ガイドラインが策定・公表されたことを受け、準則型私的整理手続の実施機関である認定支援機関及び全国本部（注）（以下、総称して「実施部門」といいます。）が、幅広く中小企業者及びその経営者等から保証債務の整</p>

理に関する相談を受けるとともに、保証債務整理支援業務に対応するにあたり、整理の進め方等について統一的ルールを整備することにより、実施部門による案件処理を円滑化させるとともに、外部信頼性の強化を図ることを目的としています。

以下、本手順に定められた手順に準拠して実施部門が行う保証債務整理支援業務を「本整理手続」といいます。また、実施部門が、主たる債務者である中小企業者について実施する中小企業活性化協議会実施基本要領別冊2に定められた手順に準拠して実施する再生支援を「協議会スキーム」といい、協議会スキーム及び中小企業活性化協議会実施基本要領別冊3に定められた手順に準拠して実施する再生支援を総称して「協議会による再生支援」といいます。

(注) 産業競争力強化法(2014年1月20日施行)により、全国本部においても、中小企業者を対象に、再生計画の作成及び実行に係る支援並びに経営改善に係る支援を行うこととされました。

Q3. ～Q7. (略)

Q7-2. 協議会スキームにおいて保証債務の一体整理を行う場合、具体的にどのようにして行うのでしょうか。

A. 基本的に、主たる債務の整理手続と並行して、本手順によって弁済計画案を策定し、最終的に対象債権者全員の同意により成立します(Q7)。

そして成立した主たる債務者の再生計画及び保証人の弁済計画に基づき、主たる債務者が弁済を行い、保証人が保証債務を履行し、保証人は主たる債務者に対する求償権を原則として放棄することになります。対象債権者は、再生計画に基づき主たる債務者が弁済を行い、保証人が保証債務を履行したことを確認した後、当該再生計画に基づき残存する対象債権を放棄し、保証債務の履行

理に関する相談を受けるとともに、保証債務整理支援業務に対応するにあたり、整理の進め方等について統一的ルールを整備することにより、実施部門による案件処理を円滑化させるとともに、外部信頼性の強化を図ることを目的としています。

以下、本手順に定められた手順に準拠して実施部門が行う保証債務整理支援業務を「本整理手続」といいます。また、実施部門が、主たる債務者である中小企業者について実施する中小企業活性化協議会実施基本要領別冊2に定められた手順に準拠して実施する再生支援を「協議会スキーム」といい、協議会スキーム及び中小企業活性化協議会実施基本要領別冊3に定められた手順に準拠して実施する再生支援を総称して「協議会による再生支援」といいます。

(注) 産業競争力強化法(平成26年1月20日施行)により、全国本部においても、中小企業者を対象に、再生計画の作成及び実行に係る支援並びに経営改善に係る支援を行うこととされました。

Q3. ～Q7. (略)

(新設)

後に残存する保証債務を免除することになります。

Q 8. ～Q 1 1. (略)

Q 1 2. 本整理手続により弁済計画が成立しなかった場合、他の準則型私的整理手続により保証債務の整理をすることはできますか。

A. 例えば、対象債権者が本整理手続による保証債務の整理に明確に反対の意向を示すなどの理由により本整理手続において弁済計画策定支援が開始されなかった場合や、弁済計画案に対する対象債権者の同意が得られず弁済計画策定支援が完了せず終了した場合に、別途、特定調停手続を利用することが考えられます。

なお、特定調停手続では、民事調停法第 1 7 条の決定（以下、「1 7 条決定」といいます）がなされ、対象債権者が当該決定に異議の申立てをしなければ調停条項（弁済計画）に従った調停が成立する制度があります。したがって、対象債権者が保証債務の整理について積極的に同意できないものの 1 7 条決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる場合などには、本整理手続を終了し、特定調停手続に移行することが望ましいです。特定調停手続による保証債務の整理については、2 0 1 4 年 1 2 月 1 2 日に日本弁護士連合会が公表した「経営者保証に関する経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」を参照してください。

Q 1 3. ～Q 1 5. (略)

Q 1 6. 経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債務を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続から除外して本整理手続を利用

Q 8. ～Q 1 1. (略)

Q 1 2. 本整理手続により弁済計画が成立しなかった場合、他の準則型私的整理手続により保証債務の整理をすることはできますか。

A. 例えば、対象債権者が本整理手続による保証債務の整理に明確に反対の意向を示すなどの理由により本整理手続において弁済計画策定支援が開始されなかった場合や、弁済計画案に対する対象債権者の同意が得られず弁済計画策定支援が完了せず終了した場合に、別途、特定調停手続を利用することが考えられます。

なお、特定調停手続では、民事調停法第 1 7 条の決定（以下、「1 7 条決定」といいます）がなされ、対象債権者が当該決定に異議の申立てをしなければ調停条項（弁済計画）に従った調停が成立する制度があります。したがって、対象債権者が保証債務の整理について積極的に同意できないものの 1 7 条決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる場合などには、本整理手続を終了し、特定調停手続に移行することが望ましいです。特定調停手続による保証債務の整理については、平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日に日本弁護士連合会が公表した「経営者保証に関する経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」を参照してください。

Q 1 3. ～Q 1 5. (略)

Q 1 6. 経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債務を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続から除外して本整理手続を利用

することはできますか。

A. 経営者保証ガイドラインは、経営者保証ガイドラインが適用される対象債権者として、「中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの」と定義しています（経営者保証ガイドライン第1項）。したがって、例えば、保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など、経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者がいる場合であっても、当該債権者を手続から除外して本整理手続を利用することは可能です。ただし、当該債権者を除外して弁済計画を作成し弁済することが当該債権者との関係で偏頗的な弁済となるおそれや、当該債権者が残存することにより弁済計画の履行が困難となるおそれがないかに十分に留意する必要があります（経営者保証ガイドライン Q&A【各論】 Q7-28 参照）。

なお、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方（以下、「基本的考え方」といいます。）において、廃業時における保証人の保証債務整理局面での、リース債権者及び住宅ローンを含むその他の固有の債務の債権者（以下、「固有債権者」といいます。）の取扱いが明確化されています（Q17参照）。

Q17. 経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続に含めて本整理手続を利用することはできますか。

A. 経営者保証ガイドラインでは、「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、対象債権者に含めることができるものとする。」（経

することはできますか。

A. 経営者保証ガイドラインは、経営者保証ガイドラインが適用される対象債権者として、「中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの」と定義しています（経営者保証ガイドライン第1項）。したがって、例えば、保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など、経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者がいる場合であっても、当該債権者を手続から除外して本整理手続を利用することは可能です。ただし、当該債権者を除外して弁済計画を作成し弁済することが当該債権者との関係で偏頗的な弁済となるおそれや、当該債権者が保証人の残存資産から回収する場合には債権者間の公平性を害するおそれ、当該債権者が残存することにより弁済計画の履行が困難となるおそれがないかに十分に留意する必要があります（経営者保証ガイドライン Q&A【各論】 Q7-28 参照）。

Q17. 経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続に含めて本整理手続を利用することはできますか。

A. 経営者保証ガイドラインでは、「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、対象債権者に含めることができるものとする。」（経

営者保証ガイドライン第7項(3)④ロ))とされており、経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者を対象債権者に含めることを認めています。したがって、当該債権者を対象債権者に含めて本整理手続を利用することは可能です。

この点、基本的考え方において、リース債権者及び固有債権者の取扱いが以下のとおり明確化されています。

① リース債権者

「廃業時における保証債務の整理においては、リース契約に係る保証契約を締結したリース債権者は、ガイドライン上の対象債権者になり得るため、保証債務の整理に関する協議を求められた場合には、ガイドラインに基づく対象債権者として参加することが強く求められる。」(基本的考え方3.(1))

② 固有債権者

「廃業時における保証債務の整理においては、固有債務の債権者(以下「固有債権者」という。)は、ガイドラインに基づく対象債権者になり得るため、債務整理に関する協議を求められた場合、ガイドラインの趣旨を考慮しつつ、誠実に対応することが望ましい」(基本的考え方3.(2))

なお、保証人支援専門家の対応として、以下の記載があります(基本的考え方6.)。

「保証人に固有債務が存在し、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、以下の対応を検討することとする。」

① 保証人の固有債務が過大で、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある固有債権者については、対象債権者に含めることができることを踏まえ、対象債権者の範囲を検討する。

② 保証人に、基準日以降に発生する収入が見込まれる場合には、事案に応じ、当該収入を固有債務に対する返済原資とした個別和解を検討する。」

営者保証ガイドライン第7項(3)④ロ))とされており、経営者保証ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者を対象債権者に含めることを認めています。したがって、当該債権者を対象債権者に含めて本整理手続を利用することは可能です。ただし、弁済計画策定支援の決定にあたっては、当該債権者が本整理手続において対象債権者に含まれることを当該債権者及び当該債権者を除く対象債権者全員が了承していることが必要です。

Q18. (略)

Q19. 保証人支援専門家がない場合、保証人だけで相談できますか。

A. 利用相談は、保証人及び保証人支援専門家の連名の申し出により行うことが必要ですが、保証人支援専門家がない場合であっても、窓口相談が可能です(Q7、Q8。中小企業活性化協議会実施基本要領第二章第2「3. 窓口相談(第一次対応)」。実施部門の統括責任者及び統括責任者補佐は、窓口相談や再チャレンジ支援として、必要に応じて保証人支援専門家候補を紹介することができますので(同要領第二章第6「2. 再チャレンジ支援の業務内容」(3))、保証人から紹介依頼があり、必要と判断した場合には、保証人支援専門家候補を紹介することが可能です。

Q20. ~Q24. (略)

Q25. 利用申請書に添付する別紙1「資産に関する状況」及び別紙2「負債に関する状況」とは別に、改めて表明保証書を提出する必要があるのでしょうか。

A. 別紙1「資産に関する状況」及び別紙2「負債に関する状況」は、統括責任者が、当該保証人について弁済計画策定支援(第二次対応)を開始するか否かを判断するための資料として提出されるものであり、保証人が対象債権者に対して行う資力に関する情報の開示とは異なります。

したがって、保証人は、弁済計画策定支援が開始された後、弁済計画案を提出するに際して、対象債権者に対して自らの資力に関する情報を開示し、開示した情報の内容の正確性について改めて表明保証書を提出し表明保証を行う必要があります(本手順4.(4)①、②)。表明保証の方法についてはQ36を、

Q18. (略)

Q19. 保証人支援専門家がない場合、保証人だけで相談できますか。

A. 利用相談は、保証人及び保証人支援専門家の連名の申し出により行うことが必要ですが、保証人支援専門家がない場合であっても、実施部門の統括責任者は、必要に応じて、保証人支援専門家候補を紹介することができます。(中小企業活性化協議会実施基本要領第二章第2「3. 窓口相談(第一次対応)」したがって、保証人から紹介依頼があり、統括責任者が必要と判断した場合には、保証人支援専門家候補を紹介することが可能です。

Q20. ~Q24. (略)

Q25. 利用申請書に添付する別紙1「資産に関する状況」及び別紙2「負債に関する状況」とは別に、改めて表明保証書を提出する必要があるのでしょうか。

A. 別紙1「資産に関する状況」及び別紙2「負債に関する状況」は、統括責任者が、当該保証人について弁済計画策定支援(第二次対応)を開始するか否かを判断するための資料として提出されるものであり、保証人が対象債権者に対して行う資力に関する情報の開示とは異なります。

したがって、保証人は、弁済計画策定支援が開始された後、弁済計画案を提出するに際して、対象債権者に対して自らの資力に関する情報を開示し、開示した情報の内容の正確性について改めて表明保証書を提出し表明保証を行う必要があります(本手順4.(4)①、②)。表明保証の方法については、Q38

表明保証の基準時についてはQ37を、参照ください。

Q26. (略)

Q27. 弁済計画策定支援（第二次対応）を行うことを決定したとき、どのように「返済猶予等の要請」が行われますか。

A. 弁済計画策定支援を行うことを決定した場合、主債務者、保証人、保証人支援専門家及び実施部門の連名により、対象債権者に対し、返済猶予等の要請を行います。ただし、単独型の場合には、保証人、保証人支援専門家及び実施部門の連名で足りません（本手順4.（2）⑤）。

返済猶予等の要請を行うことにより、保証人が経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出たこととなります。

なお、【一体型】の場合で、協議会スキームにおける再生支援（第二次対応）の開始と同時に本整理手続の弁済計画策定支援（第二次対応）を開始する場合には、主たる債務に関する返済猶予等の要請と保証債務に関する返済猶予等の要請を同時に行うことも可能です（本手順4.（2）⑤）。

Q28. ～Q32. (略)

Q33. 【一体型】の場合、弁済計画案は、協議会による再生支援に基づく再生計画案とは別に作成するのですか。

A. 【一体型】の場合には、原則として主たる債務者に関する再生計画案の中に弁済計画案を記載することになります（本手順4.（5））。

Q34. ～Q48. (略)

を参照ください。

Q26. (略)

Q27. 弁済計画策定支援（第二次対応）を行うことを決定したとき、どのように「返済猶予等の要請」が行われますか。

A. 弁済計画策定支援を行うことを決定した場合、原則として、主債務者、保証人、保証人支援専門家及び実施部門の連名により、対象債権者に対し、返済猶予等の要請を行います。ただし、単独型の場合には、保証人、保証人支援専門家及び実施部門の連名で足りません（本手順4.（2）⑤）。

返済猶予等の要請を行うことにより、保証人が経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出たこととなります。

なお、【一体型】の場合で、協議会スキームにおける再生支援（第二次対応）の開始と同時に本整理手続の弁済計画策定支援（第二次対応）を開始する場合には、主たる債務に関する返済猶予等の要請と保証債務に関する返済猶予等の要請を同時に行うことも可能です（本手順4.（2）⑤）。

Q28. ～Q32. (略)

Q33. 【一体型】の場合、弁済計画案は、協議会による再生支援に基づく再生計画（以下、「再生計画」といいます。）案とは別に作成するのですか。

A. 【一体型】の場合には、原則として主たる債務者に関する再生計画案の中に弁済計画案を記載することになります（本手順4.（5））。

Q34. ～Q48. (略)